

## 第 7 編

### 日本人の出帰国の確認

## 第7編 日本人の出帰国の確認

第1章 全般的事項	1
第2章 出国の確認（法第60条）	2
第1節 基本的事項	2
第1 出国確認の対象	2
第2 出国確認を行う場所	2
第2節 出国確認手続	2
第1 出国確認の申請	3
第2 出国確認	3
第3 出国の証印	4
第4 特例等	4
第5 出国確認の抹消等	5
第6 旅券の返納命令の代行	6
第7 失効情報等がある旅券及び旅券発給情報がない旅券の取扱い	6
第8 我が国国民の北方領土への渡航に係る出入域の手続	6
第3節 出国確認の留保（法第60条の2）	8
第1 出国確認留保の手続	8
第2 出国確認の留保に関する報告	9
第3章 帰国の確認（法第61条）	10
第1節 基本的事項	10
第1 帰国確認の対象	10
第2 帰国確認を行う場所	10
第2節 帰国確認手続	10
第1 帰国確認の申請	10
第2 帰国確認	11
第3 帰国の証印又は帰国証明書の交付	11
第4 特例等	12
第5 旅券の返納命令の代行	12
第6 不法出国に関する通報	13
第4章 クルーズ船審査に係る特例措置	14
第5章 様式	16



## 第1章 全般的留意点

**第1** 入国審査官が行う日本人の出国及び帰国の確認は、許認可行為ではないが全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を行う入管行政の一環として、適切に遂行しなければならない。

**第2** 日本人の出帰国記録はほとんどがMRPリーダーによって取得され、確認の手続も大幅に簡素化されているが、なおその点を含めて留意すべき点は次のとおりである。

- 1 旅券所持者と名義人の同一人性の確認を確実に行うこと。
- 2 旅券の真偽を確認すること。
- 3 MRPリーダーの操作を確実にいき、MRPリーダーで読み取れない旅券に関する取扱いを的確に実施すること。

## 第2章 出国の確認（法第60条）

### 第1節 基本的事項

#### 第1 出国確認の対象

本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとする日本人で、乗員でないものが対象となる。

なお、外国籍船舶に乗り組む日本人乗員、遠洋航海に就航する日本国政府又は都道府県（以下「政府等」という。）所属練習船に乗り組む日本人実習生で国土交通省から「練習船実習生証明書」の発給を受けるもの及び訓練、儀礼訪問その他の用務のため外国へ赴く我が国の自衛艦若しくは自衛隊機に乗り組む自衛官又は海上保安庁所属の船舶等に乗り組む海上保安官もここにいう乗員に該当する。

（注1）政府等所属練習船に乗り組む日本人実習生で、公用旅券の発給を受けたものについては、ここにいう乗員には該当しないことから、出国確認の対象となる。

（注2）

なお、練習船実習生証明書の通報手続等は次のとおりである。

- ① 政府所属の練習船（国立大学、海上保安大学校、海上保安学校、国土交通省所管の航海訓練所等の練習船）に乗船する実習生の通報手続

国土交通省→本庁→練習船の本邦最終出港地を管轄する地方局等及び出張所の長

- ② 各都道府県所属の練習船（公立大学、都道府県立高等学校等の練習船）に乗船する実習生の通報手続

地方運輸局長又は地方運輸局海運支局長→練習船の本邦最終出港地を管轄する地方局等の長

#### 第2 出国確認を行う場所

出国の確認は、出国のため船舶等に乗る出入国港において行う。

なお、出張所の置かれていない出入国港から出国しようとするときは、当該出入国港を分担する地方局等又は出張所に出頭を求めることができる。

### 第2節 出国確認手続

## 第1 出国確認の申請

- 1 出国の確認を受けたい旨の意思表示（以下、本編において「出国確認の申請」という。）は、原則として出国する日本人が自ら行わなければならない。  
ただし、申請人が幼少、疾病等のため自ら申請を行うことができないときは、その者に同行して出国する父又は母、配偶者、子、親族、監護者その他の同行者が申請を代行することができる。
- 2 入国審査官は、申請人から旅券の提示を受けることにより出国確認の申請があったものとする。

## 第2 出国確認

### 1 出国確認の方式

入国審査官は、申請人から出国確認の申請があったときは、申請人に直接面接し実施する。

### 2 出国確認のための確認事項

入国審査官は、申請人につき、次に掲げる事項について確認する。

- (1) 本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとするものであること（法第60条第1項）。

(注) 本邦外の地域に赴く意図は、船舶等の乗船券又は搭乗券（eチケットを含む。以下、この項において同じ。）を所持していることを確認することが一般的であるところ、出国審査場前に設置された保安検査場において、運送業者等が配置した警備員等が、出国しようとする日本人に対して船舶等の乗船券又は搭乗券を所持していることを確認している出入国港においては、以下の場合を除き、乗船券又は搭乗券の提示を求めする必要はない。

- ・ 当該日本人が、本邦の他の国際空港へ向け出発する航空機に国内区間搭乗票で搭乗しようとする場合
- ・ 渡航先が限定された日本旅券を所持する場合
- ・ その他入国審査官が、本邦外の地域に赴く意図が確認できないと判断した場合

- (2) 日本旅券等有効な旅券を所持し、旅券の名義人と所持人とが同一人であること（法第60条第1項）。

ア 有効回数及び有効期間内にあることを確認する。

イ 国際連合又はその専門機関に勤務する日本人職員が日本旅券を所持せず国際連合通行証（レッセ・パッセ）のみを所持する場合には、戸籍謄本等により日本国籍を有することを確認する。

(注) [REDACTED]

(3) [REDACTED]

[REDACTED]

### 第3 出国の証印

- 1 入国審査官は、第2の2の事項を確認したときは、その者の所持する旅券に出国の証印（施行規則別記第38号様式）を押印する（施行規則第53条）。

この際、外国の査証のある頁及びその裏側には原則として押印しない。また、可能な限り前の頁から押印することとし、後の頁からの押印や2頁にまたがる部分への押印等は避ける。

なお、日本の一般旅券を所持する者で外国籍船舶等の乗員として出国するものから出国証印の押印を求められた場合は、これを行ってはならない。ただし、旅券に入国審査官証印を押し、その傍らに「出国（DEPARTED）」と記載することができる。

- 2 入国審査官は、第2の2の事項を確認した申請人のうち、旅行目的国（地域）への入国（域）が保証されていない者（例えば目的国への入国に必要な査証を受けていない者）を発見したときは、その旨注意を喚起するが、その結果、申請人が自発的に申請を取り下げない限り、そのまま出国の証印を行う。

### 第4 特例等

#### 1 団体事前確認

- (1) 入国審査官は、申請人が、旅行業者の取り扱う団体旅行者である場合、旅行業者にあらかじめ（出国日の数日前でも可。）団体旅行者の旅券を一括提示させて、事前確認を実施することができる。
- (2) 事前確認に当たっては、上記第2の2のうち、旅券の名義人と所持人の同一人性以外の事項について確認を行う。

(注) [REDACTED]

- (3) この場合入国審査官は、出国時、申請人とその所持する旅券の写真とを照合してその同一人性を確認し、出国の証印を押印する。

#### 2 日本国籍を含む重国籍者に対する出国証印

- (1) 入国審査官は、申請人が日本旅券及び外国旅券を併せ所持する日本国籍を含む重国籍者（以下、本編において「重国籍者」という。）であるときは、当該日本旅券に出国の証印を押印する。

ア 有効な外国旅券のみを所持する場合であっても、発行後6か月を経過していない戸

籍謄本その他の疎明資料により日本国籍も保有することを確認したときは、日本人の出国として取り扱い、その者の所持する外国旅券に出国の証印を押す。この場合、出国証印の傍らに「重国籍者」と付記の上、入国審査官認証印を押印する。

イ 戸籍謄本に氏名が記載されている者であっても、当該本人が自己の志望により外国の国籍を取得したため日本国籍を喪失しているにもかかわらず、単に喪失の届出をしていないために戸籍謄本から抹消が行われていない場合があるので注意を要する。また、外国において、出生により外国の国籍を取得し日本国籍との重国籍となっている者又は外国人と婚姻若しくは縁組みをしたことにより重国籍となった者については、通常日本国籍離脱の手続を行わなければ戸籍から抹消されることはないもので、これらの者が戸籍謄本に登載されているときは、日本国籍保有者とみなして差し支えない。

(2) 入国審査官は、旅券の主たる名義人が外国旅券を所持しており、その被併記者が日本国籍を含む重国籍者であることを確認したときは、次の要領により出国の証印を押印する。

ア 旅券の主たる名義人及び被併記者全員が出国する場合は、1個の出国証印を押印し、証印欄外に「Valid for ( ) Persons」又は「( ) PAX」と記載して括弧内に全員の人数を記載する。

イ 旅券の主たる名義人及び被併記者のうちの一部の者に対してのみ出国確認をする場合は、1個の出国証印を押印し、証印欄外に出国の確認を受ける者の氏名を次の例により明示する。

(記載例 : Good for Mr ..... • ..... •、Mrs. .... • ..... •、Miss • ..... • and  
Mr. .... • Only)

ウ 上記ア及びイいずれにおいても、出国証印の傍らに「重国籍者」と付記した上で入国審査官認証印を押印する。

## 第5 出国確認の抹消等

- 1 入国審査官は、出国確認を受けた日本人が事故（船舶等の出発遅延を含む。）等のため出国できなかったとき又は出国後本邦外の地域に到着することなく回帰したときは、速やかに出国証印の近接した場所に「出国中止」印（同印の下部には「NOT DEPARTED」が表示されたもの。以下同じ。）を押印する。また、ダイバート等を理由に出国証印を行った地方出入国在留管理官署とは異なる官署においてこの措置をするときは「出国中止」印に加え、入国審査官認証印を押印すること。
- 2 出国確認の抹消を行う場合に、出国確認をした港を分担する地方局等又は出張所と日本人が現在いる港を分担する地方局等又は出張所が異なるときは、現在その者がいる港の入

国審査官が出国確認の抹消を行い、当該港を分担する地方局等又は出張所の長から出国の確認を行った港を分担する地方局等又は出張所の長に連絡する。

## 第6 旅券の返納命令の代行

入国審査官は、外務大臣から旅券返納命令書の交付に関する事務を委任されたときは、該当者の出国の手続の際に「旅券返納命令書」を交付し、旅券を即時返納させるとともに、直ちに本庁に報告する。

- 1 旅券法第 19 条は、外務大臣又は領事官は一定の事由に該当し旅券を返納させる必要があると認めるときは旅券の名義人に対して期限を付けてその返納を命ずることができることを、同法第 21 条は、外務大臣は旅券返納命令書の交付に関する事務を入国審査官に委任することができることをそれぞれ定めている。
- 2 外務大臣が旅券返納命令書交付事務を入国審査官に委任するときは、その都度事前に外務省から本庁に協議されることになっており、これに基づき、本庁から関係地方局等に具体的な指示が行われる。

## 第7 失効情報等がある旅券及び旅券発給情報がない旅券の取扱い

### 1 失効又は紛失・盗難情報がある旅券

当該旅券所持者から失効又は紛失・盗難に係る事実確認ができた場合は、当該旅券を有効な旅券として取り扱わないこととする。また、同事実が確認できない場合は、原則として外務省（旅券課）又は各都道府県旅券事務所に失効等の旅券情報について照会することとするが、夜間等で照会が困難なときは、当該所持者から旅券の取得等の経緯につき合理的な説明がなされ又は同旅券情報が誤入力である可能性が認められる場合等で、当該旅券が旅券法第 18 条第 1 項各号の失効事由に該当するとの確証がもてない場合で、かつ、旅券が真正であり有効期間内にあること及び旅券の名義人と所持者が同一人であることが確認できたときは、出国の確認を行う。

(注) 外務省領事局旅券課への連絡先

一般問合せ先（公開） 03-3580-3311

### 2 旅券発給情報がない旅券

## 第8 我が国国民の北方領土への渡航に係る出入域の手続き

### 1 概要

平成3年4月の日ソ共同声明第4項により、北方領土に居住するロシア人と我が国国民との交流に係る簡素化された無査証による渡航の枠組みが表明され、同年11月の総務庁・外務省告示第1号により、我が国国民の北方領土への出入域手続が定められた。

この手続は、我が国国民の北方領土への出入域手続のうち、北方領土へ直接入域する場合についてのみのものである。

## 2 訪問団の日程等の通報

本庁（出入国管理部出入国管理課）は、内閣府からの通報に基づき、訪問団の日程表、訪問団名簿等と関係する地方局へ送付する。

## 3 渡航文書等

日本人訪問団は、あらかじめ両国で合意され告示で定められた外務省から発行される身分証明書及び挿入紙をもって渡航することとなっている。

## 4 出発の報告及び出発の確認

### (1) 報告

訪問団の代表又は同行する政府職員は、出発前に出発地を分担する地方局等又は出張所に出頭し、日程表、名簿、挿入紙、身分証明書等を提出の上出発の報告を行うこととなっている。

### (2) 確認

報告を受けた入国審査官は、あらかじめ本庁から送付を受けた日程表等と照合し、報告を受け確認したことを訪問団員の各挿入紙に「入国審査官認証印」を押印することをもって行う。

## 5 帰着の報告

(1) 訪問団の代表又は同行する政府職員は、北方領土から帰着した際は、遅滞なく帰着地を分担する地方局等又は出張所に出頭して帰着の報告を行うこととなっている。

### (2) 確認

報告を受けた入国審査官は、名簿、日程表等と照合し、訪問団員の各挿入紙に「入国審査官認証印」を押印する。

## 6 訪問団を運送する船舶等の乗員の取扱い

船舶等の乗員については、本件無査証による渡航の枠組みの対象外であり、北方領土へ上陸するものでないこと等から、何ら措置を執らない。

## 7 本庁への報告等

(1) 日本人訪問団の出発及び帰着の報告を受けた地方局等又は出張所は、次の事項を本庁（出入国管理部出入国管理課）へ報告する。

ア 日本人訪問団の出発及び帰着の報告状況

イ その他参考事項

(2) [Redacted]

### 第3節 出国確認の留保（法第60条の2）

#### 第1 出国確認留保の手続

入国審査官は、入管法第60条の2第1項の各号のいずれかに該当する日本人（以下「出国確認留保該当者」という。）を発見したときは、第16編第4章第1節第4の1に従い通報及び身柄の状況の把握を行った上で、出国確認留保通知書（施行規則別記第39号様式）に身分事項及び留保の時限等を記載して当該日本人に手交し、24時間を限りとして出国の確認を留保する旨通知する（施行規則第53条の2）。

出国確認の留保の手続に関する留意事項は次のとおりである。

- 1 出国確認の留保は、第1節第1の出国確認の申請を行った者に限られる。
- 2 出国確認の留保の始期は出国確認留保該当者が出国確認の申請を行った時刻とし、終期は始期から24時間後とする。
- 3 出国確認留保通知書の「出国確認の留保の理由」欄には、入管法第60条の2第1項各号の事由のうち該当するものを例えば次のように記載する。

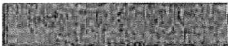
「出入国管理及び難民認定法第60条の2第1項第2号該当」

「You fall under Article 60-2, Paragraph 1, Item(2) of the Immigration Control and Refugee Recognition Act.」

- 4 入国審査官が特定の日本人に対し、特定の出入国港において出国の確認を留保することができるのは24時間限りであり、既に出国の確認を留保されている日本人が、留保する旨の通知をした時から24時間経過後に再度同一の出入国港において出国の確認を受けようとする場合は、別件に基づき新たに出国確認留保該当者の通知があったときを除き、出国確認を留保することはできない。

(注) [Redacted]

- 5 申請人が重国籍者であるなど日本旅券を所持しない場合、 [Redacted]



**第2 出国確認の留保に関する報告**

地方局等又は出張所の長は、出国確認を留保したときは、留保に係る経過等を出国確認留保通知書の写しを添付して本庁に報告する。

## 第3章 帰国の確認（法第61条）

### 第1節 基本的事項

#### 第1 帰国確認の対象

本邦外の地域から本邦に帰国する日本人で、乗員でないものが対象となる。

なお、公海上を航行し、又は外国の領海・領空を通過したのみで本邦に帰港する船舶等に乗り、一度も本邦外の地域に上陸したことの無い者は、「本邦外の地域から本邦に帰国する日本人」に当たらない。これらの者が出国の際本邦外の地域に赴く意図をもっていたため出国の証印を受けていた場合は、出国確認の抹消の手続を行うこととなる。

また、乗員は帰国確認の対象とならない。旅券に出国証印を受けて出国した日本人が船舶等の乗員として帰国した場合は乗員として取り扱い、船舶等の乗員として出国した日本人が疾病その他の理由により乗り組んでいた船舶等を離れ、乗客として帰国した場合は、帰国確認の対象となる。

(注) 政府等所属練習船に乗り組む日本人実習生で、公用旅券の発給を受けたものについては、ここにいう乗員には該当しないことから、帰国確認の対象となる。

#### 第2 帰国確認を行う場所

- 1 帰国の確認は、帰国した日本人が帰国後最初に上陸する出入国港において行う。
- 2 帰国の確認は、航空機の乗客の場合を除き、入国審査官が臨船して行うことができる。

なお、出張所の置かれていない出入国港から帰国しようとするときは、当該出入国港を分担する地方局等又は出張所に出頭を求めることができる。

### 第2節 帰国確認手続

#### 第1 帰国確認の申請

- 1 帰国の確認を受けたい旨の意思表示（以下、本編において「帰国確認の申請」という。）は、原則として帰国する日本人が自ら行わなければならない。

ただし、申請人が幼少、疾病等のため自ら申請を行うことができないときは、その者に同行して帰国する父又は母、子、配偶者、親族、監護者その他の同行者が申請を代行することができる。

- 2 入国審査官は、申請人から旅券の提示を受けることにより帰国確認の申請があったもの

とする。

## 第2 帰国確認

### 1 帰国確認の方式

入国審査官は、申請人から帰国確認の申請があったときは、申請人に対面審査を実施する。

### 2 帰国確認のための確認事項

入国審査官は、申請人につき、次に掲げる事項について確認する。

- (1) 本邦外の地域から本邦に帰国しようとするものであること（法第61条）。
- (2) 有効な旅券（日本旅券又はこれに代わる証明書等）又は日本国籍を有することを証する文書（有効な旅券を所持しないときに限る。）を所持し、旅券等の名義人と所持人とが同一人であること（法第61条）。

なお、旅券の有効期間が経過している者、乗員手帳のみ所持する船員、旅券を紛失した者については、帰国証明書を発給する等の措置をとる必要から、審査事務室において手続をする。

また、国際連合又はその専門機関に勤務する日本人職員が日本旅券を所持せず国際連合通行証（レッセ・パッセ）のみを所持する場合には、戸籍謄本等により日本国籍を有することを確認する。

(注)

## 第3 帰国の証印又は帰国証明書の交付

入国審査官は、第2の2の事項を確認したときは、次により帰国の証印（施行規則別記第72号様式）又は帰国証明書（施行規則別記第73号様式）の交付を行う（施行規則第54条）。

- 1 申請人が有効な日本旅券若しくはこれに代わる証明書又は国際連合通行証（レッセ・パッセ）を所持するときは、これに帰国の証印を押印する。

なお、帰国の証印はできるだけ出国証印に近接した部分に押印する。

- 2 申請人が、有効な日本旅券若しくはこれに代わる証明書又は国際連合通行証を所持しないが、日本国籍を有することを証する文書に基づき日本国籍を有することが確認されたときは、帰国証明書を2通作成して、入国審査官認証印による割印をした後1通を申請人に交付する。

なお、帰国証明書は、各地方局等又は出張所ごとに暦年別一連番号を付す。

(注) 日本旅券の失効事由は旅券法第18条に定められており、帰国証明書の交付を受けた

という事実のみをもって日本旅券が失効したとみなすことはできないことに留意する。

#### 第4 特例等

##### 1 日本国籍を含む重国籍者

入国審査官は、重国籍者であるときは、次の要領により措置する。

- (1) 日本旅券又はこれに代わる証明書の提示を求め、これに帰国の証印を行う。
- (2) 有効な外国旅券のみを所持する場合であっても、発行後6か月を経過していない戸籍謄本その他の疎明資料により日本国籍も保有することが確認できたときは、日本人の帰国として扱い、その者の所持する外国旅券に帰国の証印を押印する。

この際、入国審査官は、帰国の証印の傍らに「重国籍者」と付記した上入国審査官認証印を押印する。

なお、戸籍謄本に氏名が記載されている者であっても、当該本人が自己の志望により外国の国籍を取得したため日本国籍を喪失しているにもかかわらず、単に喪失の届出をしていないために戸籍謄本から抹消が行われていない場合があるので注意を要する（第2章第2節第4の2（1）のイ参照）。

- (3) 有効な外国旅券のみを所持する者につき、日本国籍を保有する事実を確実な資料に基づき確認することができないときは、外国人として上陸の申請を受理する。

この場合、本邦上陸後、戸籍謄本その他の国籍保有の事実を疎明する資料を入手して、所持する外国旅券とともに、最寄りの地方局等又は出張所に出頭の上、これを提示するよう指導する。

- (4) 入国審査官は、旅券の主たる名義人が外国旅券を所持しており、その被併記者が日本国籍を含む重国籍者であることを確認したときは、第3の1の要領により帰国の証印を押印する。

##### 2 日本人船員として出国し帰国する者

- (1) 入国審査官は、乗員手帳を所持し乗員として出国した日本人が、乗り組んでいた船舶等を離れ、乗客として帰国したときは、帰国の確認を行う。

この場合、申請人が有効な日本旅券、これに代わる証明書その他の旅券を所持しないときは、第3の2により帰国証明書を作成して交付する。

- (2) 入国審査官は、旅券に出国の証印を受けて出国していた日本人が船舶等の乗員として帰国した場合には、帰国確認の申請を受理することなく、乗員の帰国として扱う。

#### 第5 旅券の返納命令の代行

[Redacted]

**第6 不法出国に関する通報**

入国審査官は、帰国の確認に際して不法出国その他の犯罪容疑があることを知ったときは、速やかに関係機関に通報する。

(注) [Redacted]

1 [Redacted]

(1) [Redacted]

(2) [Redacted]

(3) [Redacted]

2 [Redacted]

3 [Redacted]

## 第4章 クルーズ船審査に係る特例措置

### 第1 特例措置の趣旨

クルーズ船は、多数の乗客が船舶とともに移動するという特性を有するところ、日本人、外国人の別を問わず乗客の出入（帰）国審査の迅速化・円滑化を図る必要があることから、後記第2の要件を満たす船舶の日本人乗客に対しては、後記第3の特例措置を採ることができることとする。

### 第2 特例措置の対象となる船舶

特例措置の対象となる船舶は、次のすべてを満たすものとする。

- 1 出国確認にあつては、日本人が、出国しようとする出入国港（以下「出国港」という。）以外の出入国港から乗船した後、出国港まで船舶とともに移動して、出国港から出国する航路を採るもの。また、帰国確認にあつては、日本人乗客が、帰国しようとする出入国港（以下「帰国港」という。）から帰国した後、帰国港以外の出入国港まで船舶とともに移動する航路を採るもの。
- 2 過去に不法残留者の発生などの問題が生じていないこと。
- 3 運送業者が、船舶が入港する出入国港をそれぞれ管轄する地方局長等に対し、以下の協力を確約した特例措置願出書（別記第1号様式）を提出していること。
  - (1) 可能な限り速やかに乗客名簿を提出すること。
  - (2) 前記(1)の乗客名簿に付した一連番号順に日本人乗客の旅券を整理し、入国審査官に提出すること。
  - (3) 日本人乗客の旅券の写しの作成、同写しの名義人への配布及び乗・下船時における本人確認時の乗客の誘導等、入国審査官の行う業務に最大限の協力を行うこと。

(注) 地方局長等は、特例措置の対象として適当と認める船舶に対しては、通知書（別記第2号様式）を交付することとする。また、運送業者等からの協力が得られないなど特例措置の対象とすることが適当でないとする船舶に対しては、通知書（別記第3号様式）を交付する。

### 第3 特例措置の下での出帰国確認

#### 1 出国確認

- (1) 運送業者等において、日本人乗客の旅券の回収及び身分事項頁の写しの作成に係る協力を依頼する。
- (2) 本邦の最終港において、運送業者等から前記(1)で回収した日本人乗客の旅券の提出を受け、乗客名簿と照合した上で、出国記録を取得し、旅券に出国の証印を行う。

(注) [REDACTED]  
[REDACTED]

- (3) 証印後、日本人乗客の旅券を運送業者等に返却する。
- (4) 運送業者等に対し、出国を希望する日本人乗客に、上記(1)で作成した旅券身分事項頁写しを名義人に配布した上で、出入国港に設置されたターミナル又は船舶内に設営した審査場に適宜の方法で誘導するよう協力を依頼する。
- (5) 入国審査官は、日本人乗客が所持する旅券身分事項頁写しにより同一人性を確認し、併せて、本邦外の地域に赴く意図を有することを確認する。

## 2 帰国確認

- (1) 運送業者等に対し、帰国した日本人乗客の旅券を回収し、当該人の旅券身分事項頁写しを配布した上で、出入国港に設置されたターミナル又は船舶内に設営した審査場に適宜の方法で誘導するよう協力を依頼する。
- (2) 入国審査官は、日本人乗客が所持する旅券身分事項頁写しにより同一人性を確認し、乗客を下船させる。
- (3) 入国審査官は、運送業者から帰国した日本人乗客の旅券の提出を求めた上で、帰国記録を取得し、帰国の確認の証印を行う。

(注) [REDACTED]  
[REDACTED]

- (4) 入国審査官は、帰国の証印を行った旅券を運送業者等を通じて日本人乗客に返却する。

## 第5章 様式

別記第1号様式 願出書

別記第2号様式 通知書

別記第3号様式 通知書

特例措置願出書  
Request for Special Measures

年 月 日  
Date

●●出入国在留管理局長 殿

To the Director General of the Regional Immigration Services Bureau

●●出入国在留管理局●●支局長 殿

To the Director General of the District Immigration Office, Regional  
Immigration Services Bureau

下記の船舶に乗船する乗客の審査について、特例措置の実施を願出ます。また、入国審査官に対し、以下の協力を行うことを確約します。

We request that special measures be implemented concerning the inspection of passengers on board this vessel, and affirm that we will cooperate with the immigration inspector as follows.

記

1 船舶の名称

Name of vessel:

2 到着港及び到着日 又は 出国港及び出国日

Name of arrival port and date of arrival (Name of departure port and date of departure):

3 協力事項

Items of cooperation:

- (1) 可能な限り速やかに乗客名簿を提出すること。

Submission of the lists of passengers as soon as possible.

- (2) 前記(1)の乗客名簿に付した一連番号順に日本人乗客の旅券を整理し、入国審査官に提出すること。

Organization of the passports of Japanese passengers according to the sequence number in which the passengers have been listed in the lists of passengers in the above-mentioned (1), and subsequent submission of the passports to an immigration inspector.

- (3) 日本人乗客の旅券の写しの作成、同写しの名義人への配布及び乗・下船時における本人確認時の乗客の誘導等、入国審査官の行う業務に最大限の協力を行うこと。

Cooperation with the immigration inspector in carrying out his/her duties such as making copies of the passports of Japanese passengers, delivering the said copies to the rightful holders, and giving guidance to passengers for identification upon boarding/leaving the vessels.

船長又は運送業者署名  
Signature of Captain/Carrier

通知書  
NOTICE

年 月 日

Date

〇〇 〇〇殿

To Mr. / Ms.:

貴殿から願い出のあった特例措置については、下記のとおり、これを認めることとしたので通知します。

This is to inform you that your request concerning special measures has been approved as below.

記

1 船舶の名称

Name of vessel:

2 到着港及び到着日 又は 出国港及び出国日

Name of arrival port and date of arrival (Name of departure port and date of departure):

Director General of the

Director General of the

●●出入国在留管理局長

Regional Immigration Services Bureau

●●出入国在留管理局●●支局長

District Immigration Office,

Regional Immigration Services Bureau

通知書  
NOTICE

年 月 日  
Date

〇〇 〇〇殿  
To Mr. / Ms.:

貴殿から願い出のあった特例措置については、これを認めないこととしたので、通知します。

This is to inform you that your request concerning special measures has been denied.

Director General of the

Director General of the

●●出入国在留管理局長  
Regional Immigration Services Bureau  
●●出入国在留管理局●●支局長  
District Immigration Office,  
Regional Immigration Services Bureau